

役員報酬基準

役員（理事、監事）報酬の基準と額は以下とする。

基準	支給額
1回の活動が3時間未満	3,000円
3時間以上6時間未満	6,000円
6時間以上	12,000円

- (1) 理事、監事、評議員に共通して適用する。
- (2) 当法人より職員として給与の支給を受けている者および公務員職にある者には支給しない。